

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子供等のお世話をする保護者である労働者に対し、有給休暇(労基法上の年次有給休暇を除く。以下同じ)を取得させた農業経営体も本助成金の対象となります！

【助成額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額※を助成（上限8,330円/日）

※具体的には、対象労働者の日額換算賃金額（通常の賃金を日額換算したもの）×有給休暇日数

【助成対象期間】

有給休暇の取得日が2月27日～3月31日までの期間にある場合

【受付期間】

3月18日から6月30日まで

（農業等個人事業所に係る証明書の申請受付期間は、3月27日～6月16日まで）

【助成対象事業主】

対象労働者による有給休暇の申出により、有給休暇を取得させた以下に該当する農業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

- A ・雇用保険に加入している農業経営体
・労働者災害補償保険に加入している農業経営体

➡ 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（0120-60-3999）
にお問い合わせください。

（助成金の詳細・申請様式等）

（助成金の詳細・申請様式等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



- B Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所※である農業経営体
※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

➡ 助成金の申請には、各地方農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。
詳細は裏面をご確認して、地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

（申請様式、問合せ先等）

（「農業等個人事業所に係る証明書」の申請様式、問合せ先等）

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/syougakkoukyuukou.html



【助成対象者Bに該当する農業経営体の申請様式及び手続きフロー】

【必要な申請書類】

(農林水産省で定めた様式)

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ②事前要件確認書（様式第3号）
- ③添付書類一式
 - ・原則、耕作証明書（耕種）
 - ・原則、当該年の定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し（畜種）

(厚生労働省で定めた様式)

- ④申請様式
 - ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金支給申請書（様式第1号）
 - ・有給休暇取得確認書（様式第2号）
 - ・支給要件確認申出書（様式第3号）
- ⑤添付書類一式
 - ・対象労働者が雇用されていることを確認できる書類
（例：労働者名簿、雇用契約書、労働条件通知書等）
 - ・対象労働者が有給休暇を取得したことが確認できる書類
（例：休暇申出書、休暇簿、出勤簿、タイムカード等）
 - ・対象労働者の有給休暇について、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われたことが確認できる書類
（例：賃金台帳等）
 - ・対象労働者の通常の賃金を確認できる書類
（例：賃金台帳、労働条件通知書等）
 - ・対象労働者の所定労働日や所定労働時間が確認できる書類
（例：労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等。これに加えて、変形労働時間制、フレックスタイム制等を利用している場合は、そのことについて締結している労使協定等）
 - ・小学校等が臨時休業等をしたことについて確認できる書類
（例：小学校等からの臨時休業等に係るお知らせ、当該書類が無い場合は小学校等の休業期間を記入した有給休暇取得確認書）
 - ・対象雇用主に雇用されており、申請日時点において、1日以上勤務していることが確認できる書類
（例：労働要件通知書に加え、出勤簿、タイムカード等）
 - ・対象労働者のうち、中等教育の課程に在籍する障害ある子供の場合にあっては、当該障害があることを確認できる書類
（例：特別支援学校の在学証明書、障害者手帳、医師による診断書等）

【手続きフロー】

